

## 附属機関等の概要

附属機関等の名称	福山市開発審査会
設置根拠	都市計画法第78条
設置目的	都市計画法第34条第14号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定に基づいた市街化調整区域内における開発行為又は建築行為等の内容が法の趣旨を逸脱しない範囲で社会的に妥当であるかどうかを判断するため。
設置年月日	2000年(平成12年)4月1日
委員数	7人
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開とする根拠 又は理由	
庶務担当課	都市計画課 TEL(084)928-1163
備考	